

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な  
仕組みの在り方に関する検討会（第7回）議事概要

開催日時：平成31年3月15日（金）13:00～15:00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 8階第1特別会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）

佐光 正夫（徳島県政策創造部統計データ課長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

添田 徹郎（行政管理局管理官）

滝澤 有美（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【事務局等】

佐々木 浩（大臣官房地域力創造審議官）

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- (1) 「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」（案）について

**【岡村構成員】**

- 参考資料1の3ページでは、A市と作成組織との契約関係において、契約に基づく立入検査は、当然に可能となるわけではないので、契約内容に立入検査を行う旨の特約を設けておくことが重要である。
- 参考資料1の4ページのケースでも、A市からの契約解除があり得ると考えられるので、契約解除事由については、引き続き吟味が必要ではないか。

**【佐々木地域力創造審議官】**

- 不適切事案が発生した時には、本人はA市に対して契約上の損害賠償請求ができることになっているが、具体にはどのようなケースと想定されるか。

**【岡村構成員】**

- 国の認定を受けた作成組織において専門家が大量に退職する等、事後的に認定基準に合致しなくなった場合に、地方公共団体側が、それを認識して当然であったにも関わらず、データを提供してしまったケースが考えられるのではないか。

**【佐藤構成員】**

- 資料1の8ページについて、作成組織における非識別加工情報の作成に用いる個人情報の取扱いについては、地方公共団体という公的部門が保有していたという特性を踏まえると、行政機関個人情報保護法の規定を踏まえて整理するとする方向性でよろしいかと思う。
- 作成組織の仕組みにおいて、地方公共団体側は、作成組織からのデータ提供の依頼があった場合に対応するという仕組みになっており、地方公共団体は作成組織を選ぶことができない。先ほどの不適切事案の議論の際は、地方公共団体と作成組織の関係についても検討した方が良い。
- 技術的な観点で見た場合、作成組織の仕組みにおいて、何か不適切事案が発生した場合、作成組織側かデータ利活用者側か、どこに原因があるか直ちに切り分けが難しい可能性もある。作成組織は、総務大臣が監督し、非識別加工情報の提供を受けたデータ利活用者は、匿名加工情報取扱事業者として個人情報保護委員会が監督するという仕組みとする場合は、両者の密接な連携が必要。また、将来的には、作成組織も含めて個人情報保護委員会が担当する方が合理的という考えもあるかと思うので、検討課題として申し上げる。

**【岡村構成員】**

- 不適切事案について補足すると、参考資料1の3ページ及び4ページでは利活用事業者等が作成組織に提案することで、A市のデータ利活用にアクセスするイメージになっているが、現実の運用を考えると利活用事業者等から直接A市に問い合わせがあり、適切な

作成組織がいれば紹介してほしいという事業者等の求めに応じて、A市が作成組織を案内するという流れも想定されるため、先述した不適切事案において、自治体側にもリスクが生じる可能性がある。

#### 【大谷構成員】

- 作成組織の仕組みの肝は、本人の同意なしに地方公共団体が作成組織に個人情報を第三者提供することが適法に行い得る根拠を設けるという点にあるので、その点を明確に整理しておくべき。
- 作成組織の仕組みの対象とするのは個人情報であることから、死者に関する情報のような自治体が独自に個人情報保護条例の対象としている情報まで、法律で手当することが本当に必要なのか、十分吟味するべき。

#### 【三原参事官】

- 現在の案では、作成組織については総務大臣が認定・監督を行い、必要に応じて個人情報保護委員会も協議を行うという建て付けである。佐藤構成員の指摘については、公的部門である地方公共団体が保有する個人情報の特性や個人情報の定義が、個人情報保護法に規定する個人情報の定義と異なっていることを踏まえる必要があると認識している。中間とりまとめ案において、行政機関個人情報保護法に規定する個人情報の内容を踏まえて検討するという方向性は、自治体の保有する個人情報の性質を踏まえた記述でふさわしいと考えている。

#### 【佐々木地域力創造審議官】

- 資料1の16ページにある意見書提出の機会の付与について、法律に根拠を置いて本人の同意なしに第三者提供できるという制度にしようとしているので、本人に対する意見書提出の機会の付与は必要となるのだろうか。

#### 【犬塚構成員】

- 自治体の現場を想定すると、住民から自らの個人情報が使わないでほしいとの意向があった場合に、その情報を除外できる仕組みが望ましいとの意見を申し上げたが、本人に対して意見書提出の機会を付与するということだとすると、実質的にそれに応えるものと理解できる。また、機微情報を取り扱う次世代医療基盤法において、オプトアウト類似手続きが設けられていることと比較しても機微情報について同様の機能が果たせるのではないか。ただし、実際、全員に通知とのことになれば、非現実的であり、例えば公示送達のような手法など何らかの通知と見なせる手法があれば、自治体にとり有効な仕組みとなるのではないか。

**【佐藤構成員】**

- 本人同意なく第三者に対するデータ提供を可能にする匿名加工情報の建て付けは、やはり重視すべきであり、行政機関個人情報保護法の意見書提出の機会の付与との関係を検討するのであれば、地方公共団体に設置されている個人情報審議会等で議論するという建て付けも考えられるのではないか。

**【岡村構成員】**

- 本人の意向とのバランスについては、意見書提出の機会を付与するというよりも、苦情処理の枠組みで個別に対応するのが現実的ではないか。苦情処理の論点を整理する際に、自治体が作成組織との契約上、立入り調査が可能となるように建て付けるのも考えではないか。

**【村上構成員】**

- 地方公共団体の負担等を考慮すると、意見書提出機会の付与ではなく苦情処理や個人情報保護審議会等の第三者による対応が現実的ではないか。
- 作成組織の仕組みの検討経緯を丁寧に書いておいた方がよい。各自治体が個人情報保護条例を改正し、事業者がそれぞれ自治体に提案をして、非識別加工情報の提供を受ける仕組みと比較した際に、データを活用する事業者、自治体の双方にメリットがある仕組みであることが理解されることが重要。

**【矢島構成員】**

- 意見書提出については小規模団体でも負担になるのではないか。
- 不適切事案が発生した時の対応について、具体的に自治体のどこが苦情を受け付け、どこが検査をするのか等、具体的にどう対応していけばいいか留意が必要と考える。

**【犬塚構成員】**

- 現実問題として、一人一人に通知の必要があるのか、本人に意見を申し出る機会が付与されていると評価できれば良いとは考えられないか。現場としては、具体的な危険や事案に至らなくとも、自分の情報は作成組織に使わないでほしいとの意向にどう対応できるかが問題。

**【佐藤構成員】**

- 地方公共団体から作成組織にデータを提供する際に、統計データを作る際と同様にサンプリングを行えば、特定のデータが入っているかいないかはわからなくなるため有効と考えられないか。

**【滝澤課長補佐】**

- あくまで匿名データの作成の観点から申し上げますと、もともと標本調査で行われている調査の調査情報があり、そこからさらに何パーセント、サンプリング等ということを行うので、その匿名データを作成して、それを提供するときにはもう何パーセント削除しているということがあるので、全部が使われているわけではありませんよということで、匿名性がさらに担保されるという考え方があると思う。

**【岡村構成員】**

- 本人の意向を反映しデータを削除するかどうかについては、少なくとも匿名加工情報、非識別加工情報においては、そうした仕組みはないのであり、そうした体系との整合も考えての整理が必要である。

**【松岡構成員】**

- 消費者としては、意見書機会を付与していただきたいが、現実的にはコストがかかり、制度が上手く回らなくなってしまうと身もふたもない。なるべく一般の住民にも理解しやすい現実的な仕組みが望ましい。

**【添田管理官】**

- 行個法のほうの第三者意見照会について、いろいろ意見はあり得る前提で、経緯だけ申し上げますと、もともと行個法の非識別加工情報の対象となるものとして、個人情報以外の不開示情報がないというものと、仮に情報公開法上開示請求があった場合に、情報公開法に基づく第三者意見照会をすることになるものがある。この行個法上の第三者意見照会の手続は、情報公開をするときに、第三者意見照会をするようなものについては、情報公開法で開示するときに、そういう機会が与えられるのに、非識別加工情報で提供するときに、そういった機会はなく出されるとなると、法的なバランスがとれないということで非識別加工情報として請求するときに当該第三者の意見を聞くという規定が盛り込まれたということである。
- 第三者意見照会は任意でやる場合もあるので、本人に対してするという場合も制度上あり得ると思うが、本人にあまねく機会を付与するとか、そういったことが想定されているような制度ではない。実際に、情報公開法でもほとんどの事案で第三者意見照会されるという実務にもなっていないと認識している。

**【村上構成員】**

- 作成組織で取扱う非識別加工情報と次世代医療基盤法の匿名医療加工情報については、

一定の棲み分けを図るとのことであるが、データ利活用者や自治体で混乱しないような手当てをしておく必要がある。

#### 【佐光構成員】

- 地方公共団体に対しては、個人情報の対価となるような支払いは行わないこととする旨が記載されているが、その考え方を補足した方が住民に対しての説明もしやすくなるかと思う。

#### 【犬塚構成員】

- 非識別加工情報は、新産業の創出等のために提供するものであり、自治体の実費を超えて収入を得るという考え方もあるのではないか。作成組織に事業採算性が見込めるのか明らかでない現時点においては、現実的でないことは理解できるが、将来的に作成組織が軌道に乗り採算性が見込めるという状況になった場合には、地方公共団体もその利益の一部を還元されるというような可能性がある旨を記述いただきたい。
- 死者の個人情報に関する問題については、個々の条例を整備するのはやはり負担になるので、法律で死者の個人情報が含まれていても対応できるような規定が望ましいと思っている。
- 例えば、税務当局の保有する個人情報については、別途地方税法上の規律に係るため、対外的に提供できないこととされている。こうした個別の法律で特別の規律に係る情報についても、将来的には活用の途があれば良いと思う。
- 仮に法制上の措置が講じられた場合、地方公共団体の庁内の事務処理の体制整備にも言及した方が良い。個々の個人情報を管理する部署ごとに提供の適否を判断することが想定されるが、庁内を横断的に支援できる体制が望ましいのではないか。

#### 【矢島構成員】

- 地方公共団体側として、担当部署をどの部門で担うのかというところは重要な問題になると思う。